

(参考資料)

介護労働安定センター

<法人シート／事務・事業シート（概要説明書）>

法人シート（概要説明書）						
法人名		(財)介護労働安定センター				
当省担当部局		職業能力開発局	担当課・室名	能力開発課		
沿革		需要の増大が見込まれる介護労働力を確保するため、民間部門の介護労働に関する総合的支援機関として、平成4年4月1日に労働省所管の公益法人として設立され、同年7月1日に「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく指定法人となった。				
※1 役員	役員数	13	うち常勤役員数	1	うち非常勤役員数	12
	職員数	416	うち常勤職員数	397	うち非常勤職員数	19
職員の状況※2就	官庁OB役員数	3(2)→3(2)	うち常勤役員数	1(1)→1(1)	うち非常勤役員数	2(1)→2(1)
	官庁OB職員数	85(80)→52(49)	うち常勤職員数	84(79)→52(49)	うち非常勤職員数	1(1)→0(0)
法人概要	目的 (何のために)	介護関係業務に従事する労働者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等への支援等を行うために必要な事業を実施することにより、介護労働者の職業の安定その他の福祉の増進に資することを目的とする。				
	対象 (誰/何を対象に)	(財)介護労働安定センター				
	事務・事業内容 (手段、手法など)	① 雇用安定事業等関係業務（指定事業及び国からの補助事業） (1) 介護雇用管理等支援助成金 (2) 雇用管理等援助事業 ・ 調査研究業務 ・ 相談援助業務 ・ 雇用管理責任者講習の実施 (3) 介護労働者能力開発事業 ② 情報・資料の収集、提供、その他介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務				
年間収入合計 (千円)※3	3,989,070	年間支出合計 (千円)	3,902,435	負債額 (千円)	716,367	
会費収入	47,644	事業費	1,874,339	負債相当額	449,919	
財産運用収入	1,040	管理費	1,508,282	その他の負債	266,448	
寄付金収入	0	事業に不可欠な固定資産	13,362	正味財産額	972,955	
補助金等収入	3,270,018	その他の支出	506,452	内部留保額	701,287	
うち国から	3,270,018	資産額	1,689,322	内部留保水準(%)	21	
うち独法等から	0			年間収入に占める 国・独法等からの補助金等・委託費収入の割合(%)	85	
事業収入	618,273	基本財産	80,000	国・独法等からの補助金等(平成22年度見込み)※4	2,378,444	
うち国からの委託費交付総額	0	公益事業基金	0		国からの権限付与の概要	根拠条文
うち独法等からの委託費総額	114,599	運営固定資産	192,297	介護労働者の雇用管理の改善、能力開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、介護労働力の確保及び介護労働者の福祉の増進を図るため、その分野の専門的知識・経験を持った民間団体を全国に一つに限って介護労働安定センターとして指定し、①講習研修業務、②促進啓発業務、③調査研究業務、④指導助言業務、⑤助成金業務等の事業を実施している。		
その他の収入	52,095	引当資産等	265,819			
		その他の資産	1,151,206			

(※1) 役員員の状況は、平成21年12月1日現在。

(※2) 矢印左欄は平成21年12月1日現在。矢印右欄は平成22年4月1日現在。また、括弧内はうち厚労省出身者数の記

(※3) 年間収入合計等は、平成20年度決算ベースの額を記入。

(※4) 名宛ての補助金等交付の見込み額を記入。

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名	介護労働者雇用改善等援助事業費			
会計勘定・項・目	（会計勘定）労働保険特別会計雇用勘定 （項）職業能力開発強化費、地域雇用創出等対策費 （目）介護労働者雇用改善援助事業等交付金			
法人名	（財）介護労働安定センター			
事業担当部局	職業能力開発局 職業安定局	法人所管部局	職業能力開発局	
事務・事業概要	目的 （何のために）	介護関係業務に従事する労働者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等への支援等を行うために必要な事業を実施することにより、介護労働者の職業の安定その他の福祉の増進に資することを目的とする。		
	対象 （誰/何を対象に）	（財）介護労働安定センター		
	事務・事業内容 （手段、手法など）	介護労働者の雇用管理の改善、能力開発・向上等を総合的に推進する（財）介護労働安定センター（本部及び都道府県支部（所））において、雇用管理改善等援助事業、介護労働者能力開発事業、介護雇用管理等支援助成金の支給等を行う。		
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第18条第1項	関係する通知等	
	事業の補助割合	10/10		
	事業開始年度	平成4年	事業終了年度	-
事業の必要性 （事業を廃止した場合の問題点を含む。）	<p>高齢化が急速に進行する中で、今後も介護分野に対する一層のニーズの増大が見込まれる一方、現状においては安定的な人材の確保が困難な状況が見られる。このような状況の中で、介護分野の専門的な知識、相談援助のノウハウと実績等がある（財）介護労働安定センターを通じて、介護労働者の雇用管理の改善、能力開発・向上等、介護労働に関する総合的な対策を実施していくことが必要である。</p> <p>仮にこの事業を廃止した場合、高齢化が進展する中で、ますます重要性を増す、介護労働力の確保及び介護サービスの質の確保・向上を図る上で、支障をきたすことになる。</p> <p>具体的には、介護労働者の賃金、労働時間、キャリア形成など雇用管理・能力開発に関する事業主への相談援助機能が低下するとともに、多くの雇用吸収が期待される介護分野において、質の高い講師の下で、専門的な介護人材を養成する教育訓練を実施し、きめ細かな職業相談の中で早期就職に結びつけるという就職支援システムが円滑に機能しなくなる。結果的に介護労働者への不十分な処遇による離職率の上昇、質の高い人材の育成・確保が困難になるなど、介護サービス全体の質の低下を招くこととなる。</p>			
補助の必要性 （補助を廃止した場合の問題点を含む。）	<p>介護労働者雇用改善等援助事業費は介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第23条に基づき、（財）介護労働安定センターが同法第18条に規定される雇用安定事業等関係業務を実施するために交付される費用である。</p> <p>交付金を廃止した場合、（財）介護労働安定センターで当該業務を実施することは困難になるが、当該業務を（財）介護労働安定センター以外の国の指導監督を受けない民間等で実施することは、雇用管理改善等に関する支援については、個別企業における賃金・退職金や労働時間等の労働条件の見直し、資格取得支援制度等の整備など処遇改善に関する専門的かつ具体的な助言・提案が含まれるため、適当ではない。</p> <p>また、介護労働者能力開発事業のうち、介護職員基礎研修（500時間）については、研修ノウハウの民間教育訓練機関等への移転等を検討すべく、教育訓練ネットワーク協議会を全国規模で開催しているところであるが、こういった研修ノウハウの移転には、長時間を要することから、民間教育訓練機関等への移転は未だ進んでいない状況にある。このため、民間教育訓練期間等での実施体制が整うまでは、引き続き、（財）介護労働安定センターが当該研修を実施していくことが必要である。</p>			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	無			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		<b>介護労働者雇用改善等援助事業費</b>				
<b>成果目標</b>		① 離転職者を対象にした講習（18～19年度：訪問介護員養成研修2級、19～20年度：介護職員基礎研修500時間）を実施し、講習修了後3ヶ月時点の就職率が18年度62.0%以上、19年度62.0%以上、20年度72.0%以上となることを目標とする。 ② 介護雇用管理助成金がなければ新たに雇用管理改善措置を講じることが困難であった事業所の割合（受給者に対するアンケート調査による。）が18年度80%以上、19年度85%以上、20年度85%となることを目標とする。				
<b>成果実績</b> (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		① 離転職者を対象にした講習受講者の就職率（講習修了3ヶ月後）	%	64.5	65.7	84.9
		② 介護雇用管理助成金がなければ新たに雇用管理改善措置を講じることが困難であった事業所の割合	%	92.7	94.6	92.7
<b>活動実績</b> (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		① 離転職者を対象にした講習修了者（18～19年度：訪問介護員養成研修2級、19～20年度：介護職員基礎研修500時間）	人	10,856	6,541	2,043
		介護雇用管理助成金の支給実績	件	10,119	9,118	8,829
<b>予算執行率</b>			%	94.2	94.3	95.5
<b>パンフレット等の作成</b> (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H18年度	H19年度	H20年度
		※ 別紙のとおり				
国で直接実施	可	理由	—			
	否	理由	雇用管理改善に関する支援については、個別企業における賃金・退職金や労働時間等の労働条件の見直しや資格取得支援制度等の整備など処遇改善に関する専門的かつ具体的な助言・提案が含まれるため、これを国の行政機関が直接実施することはふさわしくない。 また、職務内容が直接人の生命・身体を扱うという性質を持ち、組織が介護保険制度及び介護福祉士などの資格等の下に成り立っている介護労働者の能力開発に関する事業については、ノウハウの少ない国が直接実施するよりも、専門的知識・経験を持ち、かつ、確実性、公益性及び非営利性が確保される民間の団体が実施するのが適当である。 以上より、国が直接実施することは不適当である。			
自治体、民間等への移行	可	想定する実施主体	民間教育訓練等（介護職員基礎研修の実施のみ移行可能）			
	可	理由	介護労働者能力開発事業のうち、介護職員基礎研修（500時間）については、「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日閣議決定）を受け、（財）介護労働安定センターにおいて、現在、研修ノウハウの民間教育訓練機関等への移転等を検討すべく、教育訓練ネットワーク協議会を全国規模で開催しているところである。 研修ニーズに対応できる実施訓練機関数、良質の講師、研修期間中の十分な就職相談機会及び一定の就職率が確保されるなど、介護人材の育成が民間教育訓練機関等のみで実施できる体制が整った段階で、将来的に移行していくことは可能である。 なお、このような研修ノウハウの移転には長時間を要するものであり、民間教育訓練機関等での実施体制が整うまでは、引き続き、（財）介護労働安定センターが当該研修を実施していくことが必要である。			
	否	理由	雇用管理改善等に関する支援については、個別企業における賃金・退職金や労働時間等の労働条件の見直し、資格取得支援制度等の整備など処遇改善に関する専門的かつ具体的な助言・提案が含まれるため、国の指導監督を受けない民間団体が行うことは適当ではない。 また、仮に地方公共団体へ移管すれば、地方公共団体により介護労働者の雇用管理改善を支援するための取組に濃淡が生じ、安定的な予算の確保がなされなくおそれがある。			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	介護労働者雇用改善等援助事業費						
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)	平成23年度概算要求については、(財)介護労働安定センターで実施する事業を更に合理化、重点化を行う方向で検討していく。						
<b>事業の収支状況（千円）</b>	<b>平成18年度（決算額）</b>	<b>平成19年度（決算額）</b>	<b>平成20年度（決算額）</b>				
<b>収入</b>	3,896,883	3,382,563	3,270,018				
<b>内訳</b>							
<b>国からの補助金収入</b>	3,896,883	3,382,563	3,270,018				
<b>その他の収入</b>	0	0	0				
<b>支出</b>	3,853,182	3,284,854	3,122,241				
<b>収支差</b>	43,701	97,709	147,777				
	<b>平成22年度予算額</b>		<b>人件費</b>				
<b>事業費</b>	1,380,612 千円	}	<b>職員構成</b>	<b>人件費</b> (厚労省〇B分再掲)		<b>従事役職員数</b> (厚労省〇B分再掲)	
<b>人件費</b>	698,796 千円		<b>常勤職員</b>	( 298,929 ) 698,796	千円	( 47 ) 160	人
<b>管理費</b>	299,036 千円		<b>非常勤職員</b>	( 0 ) 0	千円	( 0 ) 0	人
<b>総計</b>	2,378,444 千円						
	<b>平成19年度（決算額）</b>	<b>平成20年度（決算額）</b>	<b>平成21年度（交付決定額）</b>				
<b>決算額（千円）</b>	3,284,855	3,122,242	3,045,962				
<b>内訳</b>							
<b>事業費</b>	1,855,817	1,745,039	1,733,736				
<b>人件費</b>	1,091,765	1,077,895	1,004,862				
<b>管理費</b>	337,273	299,308	307,364				
	<b>平成19年度（決算額）</b>	<b>平成20年度（決算額）</b>	<b>平成21年度（交付決定額）</b>				
<b>再委託・補助</b> (件数/金額(百万円))	/	/	/				
<b>うち厚労省〇Bが在籍している団体等への再委託・補助</b> (件数/金額(円))	/	/	/				
<b>再委託・補助先</b> (名称)							

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
1. ア 介護労働安定センターが実施している訪問介護員養成研修2級課程に関しては、民間教育訓練機関等の実施体制が整ったと判断されることから速やかに撤退すべき。 イ 介護労働安定センターが実施している介護職員基礎研修（500H）は蓄積している研修ノウハウを民間に移転、参入を促しつつ、早期に撤退すべき。 2. 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等について見直しを行った結果、「指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める」とし、平成20年度中に措置する。	1. 規制改革民間推進会議 2. 行政改革推進本部	1 ①② 2 ①	1. ア ①措置済み 訪問介護員養成研修2級課程より全面撤退（平成19年度） イ ②対応中 民間教育訓練機関等の参入にあたって検討を行う協議会を設置し、民間団体に情報提供等を実施。（平成21年度） なお、民間教育訓練機関等での実施体制が整うまでは、引き続き、介護労働安定センターが当該研修を実施していくことが必要であると考えます。 2. 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成4年労働省令第18号）の一部を改正（平成21年3月31日公布）し、指定基準に係る詳細な事項を定めた。（平成20年度）

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

## パンフレット等の作成について(別紙)

平成18年度

名称	作成部数	配布部数	廃棄部数	配布先
平成18年度事業所における介護労働者実態調査結果報告書	1,000	590	—	厚生労働省(250)、記者クラブ等マスコミ(81)、有識者(介護労働安定センター評議員、理事及び介護労働に係る研究者等)(43)、介護労働実態調査に係る検討委員会委員(4)、介護労働安定センター支部(212)
平成18年度介護労働者の就業意識と就業実態調査結果報告書	1,000	590	—	
合計	2,000	1,180	—	

※ 配付先での廃棄部数は把握できない。ただし、厚生労働省及び介護労働安定センター支部における廃棄部数は0部。

平成19年度

名称	作成部数	配布部数	廃棄部数	配布先
平成19年度事業所における介護労働実態調査結果報告書	800	605	—	厚生労働省(250)、記者クラブ等マスコミ(82)、有識者(介護労働安定センター評議員、理事及び介護労働に係る研究者等)(58)、介護労働実態調査に係る検討委員会委員(3)、介護労働安定センター支部(212)
平成19年度介護労働者の就業意識と就業実態調査結果報告書	800	605	—	
平成19年度介護施設雇用管理実態調査結果報告書	800	605	—	
合計	2,400	1,815	—	

※ 配付先での廃棄部数は把握できない。ただし、厚生労働省及び介護労働安定センター支部における廃棄部数は0部。

平成20年度

名称	作成部数	配布部数	廃棄部数	配布先
平成20年度事業所における介護労働実態調査結果報告書	800	730	—	厚生労働省(220)、記者クラブ等マスコミ(138)、有識者(介護労働安定センター評議員、理事及び介護労働に係る研究者等)(58)、介護労働実態調査に係る検討委員会委員(8)、介護労働安定センター支部(306)
平成20年度介護労働者の就業意識と就業実態調査結果報告書	800	730	—	
平成20年度サービス提供責任者実態調査結果報告書	800	730	—	
介護労働者のキャリア形成に関する研究会中間報告	1,000	660	—	厚生労働省(10)、法政大学大学院(60)、(社)日本介護福祉会(1)、日本ホームヘルパー協会(1)、(社)日本看護家政紹介事業協会(1)、(社)全国社会福祉協議会(1)、(社)日本産業カウンセラー協会(2)、(独)福祉医療機構(2)、特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会(1)、その他の介護関連団体及び事業者(25)、介護労働者のキャリア形成に関する研究会委員(6)、介護労働安定センター支部(550)
合計	3,400	2,850	—	

※ 配付先での廃棄部数は把握できない。ただし、厚生労働省及び介護労働安定センター支部における廃棄部数は0部。

事務・事業シート（概要説明書）					
事業名	雇用管理改善等事業 （【講習研修】【助成】【調査研究】【促進啓発】【指導助言】【その他】）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第15条第1項、第17条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条の2	関係する通知等	・介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十五条第一項の規定に基づき、同法第十七条各号に掲げる業務を行う法人を指定した告示 ・介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十八条第一項の規定に基づき、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業、第六十三条の能力開発業務及び雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の暫定雇用福祉事業として行う業務を定める告示		
事務・事業概要	目的（何のために）	介護関係業務に従事する労働者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等への支援等を行うために必要な事業を実施することにより、介護労働者の職業の安定その他の福祉の増進に資することを目的とする。			
	対象（誰/何を対象に）	介護労働者及び介護業務に従事しようとする求職者 介護労働者を雇用して、介護関係業務を行う事業主 等			
	事務・事業内容（手段、手法など）	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第15条第1項の規定に基づき指定された介護労働安定センターにおいて、同法第17条各号に掲げる業務（下記参照）を行う。 ① 雇用安定事業等関係業務（指定事業及び国からの補助事業） （1）介護雇用管理等支援助成金 （2）雇用管理等援助事業 ・調査研究業務 ・相談援助業務 ・雇用管理責任者講習の実施 （3）介護労働者能力開発事業 ② 情報・資料の収集、提供、その他介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務			
	事業の期限	-			
	事業の沿革	[いつから実施] 平成4年7月1日、労働大臣より、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条第1項の規定に基づき、同法第17条各号に掲げる業務を行う法人として(財)介護労働安定センターを指定 [指定法人の変遷] 平成4年7月1日より現在に至るまで(財)介護労働安定センターを指定 [途中で廃止していた期間の有無] なし			
事業の必要性 （国が事業を行う必要性を含む。）	高齢化が急速に進行する中で、今後も介護分野に対する一層のニーズの増大が見込まれる一方、現状においては安定的な人材の確保が困難な状況が見られる。このような中で、介護労働者の雇用管理の改善、能力開発・向上等、介護労働に関する対策を総合的かつ効果的に実施していくことが必要であり、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第4条に国の責務として規定されているところである。 また、中小規模事業者が相対的に多く、雇用管理や能力開発の面において対応が十分とは言えない現状があり、かつ、業務内容は直接人の生命・身体を扱うという性質を持ち、組織体系が介護保険制度及び介護福祉士などの資格制度等の下に成り立っているという特殊性から、各事業所における介護労働者の雇用管理改善及び能力開発及び向上を推し進めていくためには、ノウハウが少ない国が直接実施するよりも、専門的知識・経験を持ち、かつ、確実性、公益性及び非営利性が確保される団体において総合的な対策を実施していくことが必要である。				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度
	① 離転職者を対象にした講習修了者（18～19年度：訪問介護員養成研修2級、19～20年度：介護職員基礎研修500時間）	人	10,856	6,541	2,043
	② 介護雇用管理助成金の支給実績	件	10,119	9,118	8,829
	③ 介護労働者の雇用管理改善及び能力開発支援に関する相談援助	人	66,179	130,170	162,770
	④ 介護労働者等に対して介護に必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練等の受講者数	人	21,628	19,827	20,919
	⑤ 雇用管理改善等の取組み等を支援するための情報提供等を行う事業者支援セミナーの受講者数	人	5,346	788	5,693
パンフレット等の作成 （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
※ 別紙のとおり					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成13年度〔当期収入合計 14,481,184,899円〕 ○ 介護雇用創出助成金支給事業（介護人材確保助成金支給額：8,304,094千円） ○ 介護労働講習の実施（能力開発コース受講者数：6,641人、訪問介護員養成コース受講者数：18,671人）				

事務・事業シート（概要説明書）		
事業名	雇用管理改善等事業 （【講習研修】【助成】【調査研究】【促進啓発】【指導助言】【その他】）	
指定の必要性 （指定制度を廃止した場合の問題点を含む。）	<p>雇用管理の改善は本来、企業経営や労使関係に直接関わる問題であること、業務内容は直接人の生命・身体を扱うという性質を持ち、組織体系が介護保険制度及び介護福祉士などの資格制度等の下に成り立っているという特殊性から、各事業所における介護労働者の雇用管理改善及び能力開発及び向上を推し進めていくためには、ノウハウの蓄積が少ない国が直接行うよりは、専門的知識・経験を持ち、かつ、確実性、公益性及び非営利性が確保される団体を指定し、総合的な対策を実施していくことが必要である。</p> <p>また、指定制度を廃止した場合、介護労働者の雇用管理の改善等に関する中核的な機能が失われ、高齢化が進展する中で、ますます重要性を増す介護労働力の確保及び介護サービスの質の確保・向上を図る上で、支障をきたすことになる。</p> <p>具体的には、介護労働者の賃金、労働時間、キャリア形成など雇用管理・能力開発に関する事業主への相談援助機能が低下するとともに、多くの雇用吸収が期待される介護分野において、質の高い講師の下で、専門的な介護人材を養成する教育訓練を実施し、きめ細かな職業相談の中で早期就職に結びつけるといった就職支援システムが円滑に機能しなくなる。結果的に介護労働者への不十分な処遇による離職率の上昇、質の高い人材の育成・確保が困難になるなど、介護サービス全体の質の低下を招くこととなる。</p>	
指定の要件	<p>指定の要件は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条第1項、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条の2に規定されており、具体的には下記のとおりである。また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条において、指定法人を1に限る旨明記されている。</p> <p><b>○介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条第1項</b> （指定等） 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、第十七条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつその計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。</p> <p>二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適性かつ確実に行われ、介護労働者の福祉の増進に資すると認められること。</p> <p><b>○介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条の2</b> （指定の基準） 法第十五条第一項第一号に掲げる基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 法第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員が確保されていること。</p> <p>二 法第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備が確保されていること。</p> <p>三 法第十七条に規定する業務に係る経理が、申請者の行う他の業務に係る経理と区分して整理されていること。</p> <p>四 法第十七条に規定する業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同条に規定する業務が不公正になるおそれがないものであること。</p>	
現在の指定法人	(財)介護労働安定センター	
国（民間委託を含む。）で直接実施	直接実施の可否	否
	想定する実施主体	—
可	理由	—
	理由	<p>雇用管理改善に関する支援については、個別企業における賃金・退職金や労働時間等の労働条件の見直しや資格取得支援制度等の整備など処遇改善に関する専門的かつ具体的な助言・提案が含まれるため、これを国の行政機関が直接実施することはふさわしくない。</p> <p>また、職務内容が直接人の生命・身体を扱うという性質を持ち、組織が介護保険制度及び介護福祉士などの資格等の下に成り立っている介護労働者の能力開発に関する事業については、ノウハウの少ない国が直接実施するよりも、専門的知識・経験を持ち、かつ、確実性、公益性及び非営利性が確保される民間の団体が実施するのが適当である。</p> <p>以上より、国が直接実施することは不適當である。</p>
登録制度への移行	移行の可否	否
	理由	<p>登録制度では、登録団体の組織的な要件のほか、当該団体が行うべき業務の具体的な内容を法令に明記することにより、複数の団体が当該業務を実施しても業務の質が担保されているところであり、団体の行う業務が画一的・定例的業務の場合になじむものである。</p> <p>こうした前提に立って、(財)介護労働安定センターの行うこととされている業務について登録制度への移行を検討した場合、</p> <p>(1) 事業主に対する雇用管理の改善等に関する相談・援助については、</p> <p>① 給付金の支給事務及び介護労働者の能力開発・向上と一体的に実施することが事業主のニーズと利便性の向上に応えるものであり、もっとも効率的かつ効果的であること、</p> <p>② また、必要に応じ都道府県の区域を超えてサービスを行う場合は、同一法人の支部間の緊密かつ有機的な連携により、業務の円滑な推進が期待できること、</p> <p>(2) 事業主に対する給付金の支給事務については、特に、多額の公金を扱う性格上、法令に定める一定の厳格な基準により指定した団体が、公正かつ全国統一的な運用を確実に行う必要があること、</p> <p>(3) 国の指導監督については、登録制度による複数の法人に対して実施するよりも、同一法人の本部を通じて行う方が、迅速に各支部に対して周知・徹底されることから、国民に対する対応のバラツキやタイムラグが発生する可能性が低いこと</p> <p>等から、仮に登録制度に移行することにより複数の登録法人の存在を認めると、関連する事業の一体的かつ全国統一的な実施や管轄区域を超えた横の連携を始め、国の指導監督に関する迅速な周知・徹底が困難となることから、登録制度にはなじまない。</p>
その他事務・事業の見直し （今後の事務・事業の効率化に向けた取組等）	予算面、事業内容面の双方の視点から更なる合理化、重点化を行う方向で検討していく。	

**事務・事業シート（概要説明書）**

事業名	雇用管理改善等事業 （【講習研修】【助成】【調査研究】【促進啓発】【指導助言】【その他】）						
事業の収支状況（千円）	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計	
収入	5,502,900	5,496,143	5,094,570	4,503,309	3,989,068	24,585,990	
手数料（利用者負担）	869,216	1,073,583	1,095,794	993,121	665,916	4,697,630	
国からの補助金	4,416,962	4,315,157	3,896,883	3,382,563	3,270,018	19,281,583	
その他（ ）	216,722	107,403	101,893	127,625	53,134	606,777	
支出	5,378,039	5,512,490	4,997,642	4,441,897	3,902,435	24,232,503	
収支差	124,861	-16,347	96,928	61,412	86,633	353,487	
コスト	平成22年度予算見込額		人件費				
	事業費	1,118,081 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数	
	人件費	1,444,017 千円		常勤職員	1,409,906 千円	297	人
	管理費	712,367 千円		非常勤職員	34,111 千円	19	人
	総計	3,274,465 千円					
	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）				
これまでの予算額等（千円）	4,441,897	3,902,434	3,722,880				
内訳		2,843,583	2,326,545				
		1,169,851	1,153,096				
		428,463	422,793				
平成22年度の国からの財政支出見込額（千円）	2,378,444						

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指摘事項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)
<p>1. ア 介護労働安定センターが実施している訪問介護員養成研修2級課程に関しては、民間教育訓練機関等の実施体制が整ったと判断されることから速やかに撤退すべき。</p> <p>イ 介護労働安定センターが実施している介護職員基礎研修（500H）は蓄積している研修ノウハウを民間に移転、参入を促しつつ、早期に撤退すべき。</p> <p>2. 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等について見直しを行った結果、「指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める」こととし、平成20年度中に措置する。</p>	<p>1. 規制改革民間推進会議</p> <p>2. 行政改革推進本部</p>	<p>1①②</p> <p>2①</p>	<p>1. ア ①措置済み 訪問介護員養成研修2級課程より全面撤退（平成19年度）</p> <p>イ ②対応中 民間教育訓練機関等の参入にあたって検討を行う協議会を設置し、民間団体に情報提供等を実施。（平成21年度） なお、民間教育訓練機関等での実施体制が整うまでは、引き続き、介護労働安定センターが当該研修を実施していくことが必要であると考えます。</p> <p>2. 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成4年労働省令第18号）の一部を改正（平成21年3月31日公布）し、指定基準に係る詳細な事項を定めた。（平成20年度）</p>

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指摘事項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

パンフレット等の作成について(別紙)

平成18年度

名称	作成部数	配布部数	廃業部数	配布先
平成18年度事業所における介護労働者実態調査結果報告書	1,000	590	-	厚生労働省(250)、記者クラブ等マスコミ(81)、有識者(介護労働安定センター評議員、理事及び介護労働に係る研究者等)(43)、介護労働実態調査に係る検討委員会委員(4)、介護労働安定センター支部(212)
平成18年度介護労働者の就業意識と就業実態調査結果報告書	1,000	590	-	
助成金制度のご案内	30,000	30,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布(助成金の申請を計画する事業主等)
介護労働者の健康確保対策ポスター	2,100	2,100	-	労働局(235)、公共職業安定所(1,182)、介護労働安定センター支部(680)、本部(3)
介護労働者の健康確保対策リーフレット	80,000	80,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
雇用管理責任者講習ポスター	2,100	2,100	-	労働局(235)、公共職業安定所(1,182)、介護労働安定センター支部(680)、本部(3)
雇用管理責任者講習リーフレット	102,000	102,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
雇用管理改善推進フォーラム好事例集	2,000	2,000	-	厚生労働省(20)、労働局(94)、参加者(1,390)、介護労働安定センター支部(491)、本部(5)
事業のご案内(平成18年度版)	55,000	55,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
介護事業者ホームページサービス 開始チラシ	120,000	115,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
介護事業者ホームページサービス パンフレット	30,000	30,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
介護事業者ホームページサービス キャンペーン広報チラシ	100,000	100,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
賛助会員 入会のご案内 増刷	40,000	40,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
専門用語集リーフ 4月	40,000	40,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
基本介護技術ビデオ 5月	50,000	50,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
介護支援専門員実務研修受講試験の参考書、模擬問題リーフ 5月	80,000	80,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
ケアワークリーフレット 6月	30,000	30,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
専門用語集リーフ 増刷 5月	50,000	50,000	-	介護労働安定センター本部で活用(DM等)
基本介護技術ビデオ 5月	50,000	50,000	-	介護労働安定センター本部で活用(DM等)
出版物のご案内 8月	50,000	50,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
ホームヘルパー2級課程テキスト 案内 10月	5,000	5,000	-	介護労働安定センター本部で活用(DM等)
出版物のご案内 増刷 11月	40,000	40,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
基本介護技術ビデオ 増刷 11月	30,000	30,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
ケアワークリーフレット 11月	25,000	25,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
ホームヘルパー2級課程テキスト 案内増刷 12月	14,350	14,350	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
ホームヘルパー2級課程テキスト 新年度版 案内 1月	24,000	24,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
合計	1,053,550	1,047,730	-	

※ 配付先での廃業部数は把握できない。ただし、厚生労働省及び介護労働安定センター支部における廃業部数は0部。

平成19年度

名称	作成部数	配布部数	廃業部数	配布先
平成19年度事業所における介護労働者実態調査結果報告書	800	605	-	厚生労働省(250)、記者クラブ等マスコミ(82)、有識者(介護労働安定センター評議員、理事及び介護労働に係る研究者等)(58)、介護労働実態調査に係る検討委員会委員(3)、介護労働安定センター支部(212)
平成19年度介護労働者の就業意識と就業実態調査結果報告書	800	605	-	
平成19年度介護施設雇用管理実態調査結果報告書	800	605	-	
助成金制度のご案内	40,000	40,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布(助成金の申請を計画する事業主等)
介護労働者の健康確保対策ポスター	950	950	-	介護労働安定センター支部、労働局及び職業安定局(947)、本部(3)
介護労働者の健康確保対策リーフレット	51,900	51,900	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
雇用管理責任者講習ポスター	910	910	-	介護労働安定センター支部、労働局及び職業安定局(907)、本部(3)
雇用管理責任者講習リーフレット	64,400	64,400	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
事業のご案内(平成19年度版)	42,500	42,500	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
介護事業者ホームページサービス サイトリニューアル広報チラシ	50,000	50,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
求人サイト「ケアワークナビ」 広報チラシ	35,000	35,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
賛助会員 入会のご案内 増刷	20,000	20,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
3刊書籍のリーフ 4月	77,000	77,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
官報用チラシ 4月	10,200	10,200	-	介護労働安定センター本部で活用(全官報用等)
「介護の仕事入門」 6月	40,000	40,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
出版物のご案内 6月	25,000	25,000	-	介護労働安定センター本部で活用(DM等)
出版物のご案内 内容刷新 8月	50,000	50,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
基本介護技術ビデオ 9月	30,000	30,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
ケアワークリーフレット 11月	30,000	30,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
ホームヘルパー2級課程テキスト 11月	14,400	14,400	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
新刊書チラシ	3,100	3,100	-	介護労働安定センター本部で活用(DM等)
合計	587,760	587,175	-	

※ 配付先での廃業部数は把握できない。ただし、厚生労働省及び介護労働安定センター支部における廃業部数は0部。

平成20年度

名称	作成部数	配布部数	廃業部数	配布先
平成20年度事業所における介護労働者実態調査結果報告書	800	730	-	厚生労働省(220)、記者クラブ等マスコミ(138)、有識者(介護労働安定センター評議員、理事及び介護労働に係る研究者等)(58)、介護労働実態調査に係る検討委員会委員(8)、介護労働安定センター支部(306)
平成20年度介護労働者の就業意識と就業実態調査結果報告書	800	730	-	
平成20年度サービス提供責任者実態調査結果報告書	800	730	-	
介護労働者のキャリア形成に関する研究会中間報告	1,000	660	-	厚生労働省(10)、法政大学大学院(60)、(社)日本介護福祉会(1)、日本ホームヘルパー協会(1)、(社)日本看護協会(1)、(社)全国社会福祉協議会(1)、(社)日本産業カウンセラー協会(2)、(社)福祉医療機構(2)、特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会(1)、その他の介護関連団体及び事業者(28)、介護労働者のキャリア形成に関する研究会委員(6)、介護労働安定センター支部(550)
助成金制度のご案内	30,000	30,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布(助成金の申請を計画する事業主等)
事業のご案内(平成20年度版)	28,000	28,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
介護事業者ホームページサービス 広報チラシ増刷	67,000	67,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
賛助会員 入会のご案内 増刷	20,000	20,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
出版物のご案内 4月	28,800	28,800	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
出版物のご案内 7月	60,000	60,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
出版物のご案内 12月	50,000	50,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
ケアワークリーフレット 6月	30,000	30,000	-	介護労働安定センター支部及び本部で配布
合計	317,200	316,650	-	

※ 配付先での廃業部数は把握できない。ただし、厚生労働省及び介護労働安定センター支部における廃業部数は0部。